

令和4年度 第2回袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員会

1 開催日時 令和4年10月26日(木)

2 開催場所 書面会議

3 出席委員

委員長	榎本 正信	委員	佐藤 弘之
副委員長	藤崎 佳美	委員	堀越 千恵美
委員	吉田 広乃	委員	佐野 隆友
委員	安藤 久恵	委員	飯田 由子
委員	小関 美郷	委員	今岡 博美

4 議題 第3子以降学校給食費免除制度の期間限定適用枠拡大について

5 議事【意見等及び事務局回答】

(榎本委員長) 高校、大学と進学する子を抱えるご家庭にとって、あるいは新型コロナウイルス感染症拡大により所得が減少しているご家庭にとって学校給食費免除制度は大きな助けになると思います。少子化が進む今、子育て世代を支える制度の一つとして適用枠拡大は今後の対応にもつながる良い試みと言えるでしょう。

反面心配なこともあります。今回の拡大措置が令和5年1月分から3月分までの3か月であるということです。まずは対象となるご家庭に今回の実施内容を十分にご理解いただく必要があるかと思います。また、子育て支援と捉えるのであれば、このような取り組みを継続、拡大させる努力を続けてほしいと願っています。

関係者の努力あって美味しい給食が提供されていることに感謝しています。今後ともよろしくお願いいたします。

(事務局回答) 委員長のおっしゃるとおり、少子化が進む中で子育て世代の経済的負担を軽減することは重要だと考えており、本市におきましては、これまでも全ての児童生徒を対象とした食材費の一部補助や、今年1月からの小中学校に在籍する児童生徒の第3子以降を対象とした給食費免除など、市の財政的な面においてもできる限り保護者の経済的負担の軽減を図ってきたところです。今回の適用枠拡大は、県の補助金を活用して3か月間でも保護者の負担が軽減できればと考え実施するものですが、次年度以降も継続するための財源を市単独で確保することは難しい状況であり、今後も財政的な支援を継続してもらえよう県へ要望していきたいと考えております。

また、今回の適用枠拡大が3か月間の期間限定であることにつきましては、

十分にご理解いただけるよう、各ご家庭に配布する文書などで周知を図ってまいります。

(安藤委員) 県の補助制度を受けての制度の拡大、保護者にとってはありがたいことだと思います。反面、市の負担額も増えるため、食べ残しを減らすための工夫や教育も必要だと思います。

また、3か月という短期間での拡大で、それ以降は元に戻すとなるといろいろなご意見があると思います。

(事務局回答) 今後も給食の食べ残しを減らすために味付けのさらなる工夫や学校での食に関する指導の充実などに取り組んでまいります。食に関する指導につきましては、ここ数年は新型コロナウイルスの影響により予定どおりに進めることができなかった面もありましたが、今年度はこれまでのところそのような影響もなく予定どおりに進めてきております。今後も子ども達へ直接指導することで食べることの大切さなどを教えていきたいと考えております。

今回の適用枠拡大は、県の補助金を活用して3か月間でも保護者の負担が軽減できればと考え実施するものですが、期間限定での実施についてご理解いただけるよう各ご家庭へ周知を図るとともに、次年度以降も財政的な支援を継続してもらえよう県へ要望していきたいと考えております。

(佐藤委員) 今回の適用は3か月と短い期間ですが、現行制度に比べ対象人数が全体で400人ほど増え、中学生の対象が150人に増えること、費用に関しては県の補助金が拡大総額の半分ほどあること、市の負担額が100万円ほどで抑えられることから考えて自分は賛成いたします。

市として県の方へ令和5年4月以降もこの制度を継続してもらえよう要望をするのも良いかと思います。

(事務局回答) 3か月間の期間限定ではありますが、令和5年1月からの適用枠拡大実施に向けて準備を進めてまいります。また、次年度以降も実施できるよう県に財政的支援の継続を要望していきたいと考えております。

(堀越委員) 現在、中学生、小学生、小学生、未就学児の4人の子のうち3人目の給食費を免除していただいています。ただ、未就学児が小学校に入学する時は高2、中3、中1、小1となるので、その頃にはまた新しい策があるとよいと思います。逆に今回を機に先を見据えていけるのであれば、子どもの成長により負担も大きくなるので、少しでも負担が少なくなれば家計には助かりますね。子どもが2人というご家庭が多いようにも感じっていますが、少子化問題の最中、新型コロナウイルスで更に少子化が進まないとよいのですが。

長期の制度として検討していけるととてもありがたいですね。うちの3人はいつもおかわりするほど給食を楽しみにして食べています。いつも温かくて美味しい給食をありがとうございます。

(事務局回答) 子育て世代の経済的負担を軽減することは少子化への対策として重要です

ので、今後も引き続き全ての児童生徒を対象とした食材費の一部補助や現行の第3子以降学校給食費免除制度などにより、できる限り保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、今回の適用枠拡大の継続やさらなる負担軽減を図るためには市単独でその財源を確保することは難しい状況ですので、今後も国や県へ財政的な支援を要望していきたいと考えております。

お子さんがおかわりするほど給食を楽しみに食べてくださっていることは、給食センターとして大変うれしく思います。今後も栄養バランスの取れたより美味しい給食を提供できるよう努めてまいります。

(今岡委員) 第1子及び第2子の年齢制限の撤廃について賛同します。袖ヶ浦市として子育て支援の充実を推進すべきことと思います。制度としても分かり易いです。

上記については、県の補助期間終了後も袖ヶ浦市は継続してほしいと考えます。

市内小中学校に在籍する全ての児童生徒の給食費を補助制度の対象とすることを希望します。財政的な負担は当然増えますので半額負担で良いと思います。税負担は重くなるでしょうが生きたお金の使い道だと確信します。現在、人口減少により様々なことが言われていますが、やはり子は国の宝です。子を持つ全ての家庭に補助することが必要だと考えます。

(事務局回答) 子育て支援の充実を推進するためにも令和5年1月からの適用枠拡大実施に向けて準備を進めてまいります。また、制度の継続につきましては、その財源を市単独で確保することは難しい状況ですので、今後も財政的な支援を継続してもらえよう県へ要望していきたいと考えております。

全ての児童生徒を対象とした食材費の補助制度につきましては、現行で小学生月額約400円、中学生月額約550円の一部補助を実施しているところですが、学校給食の運営経費としては、食材費の他にも施設や設備の維持管理費、調理業務等の委託費など今年度の当初予算で総額約5億円の歳出予算を計上しており、そのうち約2億5千万円を給食費として保護者に負担していただいております。委員がおっしゃるように子は国の宝であり、子どもを育てる家庭への経済的支援は必要であると考えておりますが、給食費の半額補助といったさらなる負担軽減を実施するためには、その財源を市単独で確保することは難しい状況ですので、引き続き国や県へ財政的支援を要望していきたいと考えております。

(吉田委員) 第3子以降学校給食費免除制度の拡大について賛成いたします。大変ありがたい制度だと思います。今回は1月から3月までの期間限定となっていますが、限定ではなく第3子について制度が定着することを望みます。

手続き等お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局回答) 令和5年1月からの適用枠拡大実施に向けて準備を進めてまいります。また、次年度以降も継続できるよう県に財政的支援の継続を要望していきたいと考え

ております。

また、学校へ依頼して保護者への文書を配布していただきたいと思いますので、こちらこそお手数をおかけして申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

(藤崎副委員長) 早期の実施への取り組み、保護者にとってはとても助かると思います。ご尽力に感謝いたします。

(事務局回答) ありがとうございます。令和5年1月からの適用枠拡大実施に向けて準備を進めてまいります。

令和4年度 第2回袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員会議

次 第

令和4年10月
書面会議

1. 議題

第3子以降学校給食費免除制度の期間限定適用枠拡大について

令和4年度

袖ヶ浦市立学校給食センター運営委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	えのもと まさのぶ 榎本 正信	1号 学校長の代表 (根形小学校)	1期目
副委員長	ふじさき よしみ 藤崎 佳美	4号 学識経験者	3期目
委員	よしだ ひろの 吉田 広乃	1号 教頭の代表 (奈良輪小学校)	1期目
委員	あんどう ひさえ 安藤 久恵	1号 養護教諭の代表 (長浦中学校)	1期目
委員	こせき みさと 小関 美郷	1号 給食主任教諭の代表 (蔵波中学校)	1期目
委員	さとう ひろゆき 佐藤 弘之	2号 P T Aの代表 (平川中学校)	1期目
委員	ほりこし ちえみ 堀越 千恵美	2号 P T Aの代表 (根形小学校)	1期目
委員	さの たかとも 佐野 隆友	3号 学校医の代表 (佐野医院)	2期目
委員	いいだ よりこ 飯田 由子	4号 学識経験者	4期目
委員	いまおか ひろみ 今岡 博美	4号 学識経験者	2期目

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議題 第3子以降学校給食費免除制度の期間限定適用枠拡大について

1 目的

本市では令和4年1月分の学校給食費から市内に住所を有し、小中学校に通う児童生徒3人以上と生計を一にする保護者に対し、市立小中学校に通う第3子以降の学校給食費免除を実施しています。

今般、千葉県が、多子世帯における経済的負担の軽減を目的として令和5年1月から3月までに限り県内市町村が免除した第3子以降の学校給食費の2分の1を補助する制度を創設したことから、物価が高騰している情勢の中、経済的負担の軽減がより多くの多子世帯で少しでも図れるよう、この制度を活用して免除適用枠を拡大します。

2 制度の拡大

(1) 対象範囲

- ・第1子及び第2子の年齢制限を撤廃し、「保護者と同世帯で生計を一にする小中学生が3人以上」から「保護者と同世帯で扶養されている子が3人以上」にし、その中で年齢の高い方から3番目以降の者が袖ヶ浦市立小中学校に在籍している場合とします。

※対象となるケースの例は別紙1のとおりです。

(2) 対象額

市立小中学校に通う第3子以降の学校給食費全額とします。

(小学生月額3,900円、中学生月額4,650円)

(3) 実施方式

- ・新たに対象となる保護者に申請書を提出していただき、適用要件を確認した後決定通知により通知し実施します。
- ・現行制度で対象となっている子について、再度の申請手続きは不要とします。

(4) 実施期間

令和5年1月分から3月分まで(3か月分)の給食費について実施します。

3 拡大後の免除対象となる要件

- (1) 市内に住所を有し、保護者と同世帯で扶養されている子が3人以上いること。
- (2) (1)の子のうち、年齢の高い方から3番目以降の子が袖ヶ浦市立小中学校に在籍していること。

- (3) 生活保護費及び就学援助費を受給していないこと。
- (4) 市税及び学校給食費の滞納が無いこと。

4 適用枠拡大による市の財政負担想定額

現行制度総額	3, 0 6 7, 6 5 0 円
	対象人数 2 6 2 人 (小学生 2 6 1 人、中学生 1 人)
拡大後総額	8, 3 2 2, 7 5 0 円
(県補助金充当後	4, 1 6 1, 3 7 5 円)
	対象人数 6 8 0 人 (小学生 5 1 7 人、中学生 1 6 3 人)
追加負担額	1, 0 9 3, 7 2 5 円

5 受付開始時期

令和 4 年 1 1 月中旬に市内小中学校に通う児童生徒を介し保護者あてにお知らせするとともに申請の受付を行います。

6 規則及び実施要綱の改正

今回の制度拡大に伴い規則及び実施要綱を一部改正します。

- (1) 「袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則」については、令和 5 年 1 月から 3 月までの期間限定で、免除対象となる要件を拡大する一部改正を行います。
 - (2) 「袖ヶ浦市第 3 子以降学校給食費免除実施要綱」については、免除要件の拡大に伴い、令和 5 年 3 月まで使用する申請書の様式を別紙 2 のとおり変更する一部改正を行います。
- ※令和 5 年 4 月以降は現行の様式となります。

7 今後のスケジュール

1 1 月 8 日 (火)	議会全員協議会
1 1 月中旬	保護者へのお知らせとともに受付開始
令和 5 年 1 月～3 月	見直し後の第 3 子以降学校給食費免除実施

8 その他

千葉県が令和 5 年 4 月以降も継続して補助制度を実施する場合は、本市も免除適用枠拡大を継続して実施します。

また、現在行っている給食費一部補助（小学生月額約 4 0 0 円、中学生月額約 5 5 0 円）は、引き続き実施します。

別紙 1

第3子以降学校給食費免除対象適用枠拡大後 想定ケース

学校給食費が免除となる児童生徒区分（○付き数字は扶養されている子の出生順）

	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	給食費が免除される子	
						拡大後	現行
例1	高校生①	中学生②	中学生③	小学生④		中学生③ 小学生④	小学生④
例2	無就学無就労①	大学生②	高校生③	私立中学生④	小学生⑤	小学生⑤	該当なし
例3	就労者 (被扶養者ではない)	大学生①	中学生②	中学生③	小学生④	中学生③ 小学生④	小学生④

例1：拡大後の要件（1）・（2）に該当する子が対象となります。

例2：第4子が袖ヶ浦市立小中学校に在籍していないため対象外となります。

例3：被扶養者である第2子から数えるので、第3子は対象外となります。

別紙 2

※令和5年3月までの様式

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除申請書

給食費の免除を受けたいので、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請者（保護者）

住所	袖ヶ浦市		
氏名			
生年月日		電話番号	

2 給食費の免除対象となる第3子以降

氏名	生年月日	在学中（就学予定）の市立小中学校（学年）
		（ 年）
		（ 年）
		（ 年）
		（ 年）
		（ 年）
		（ 年）

3 同世帯で扶養している第1子及び第2子

氏名	生年月日	提出書類（裏面に貼り付けてください）
		被保険者証等の写し
		被保険者証等の写し

※小学生または中学生の子の被保険者証等の写しの提出は不要です。

【誓約・同意事項】

私（申請者）は、給食費の免除申請に関し、次のとおり誓約・同意します。

なお、このことについて、私と生計を一にする家族等構成員の同意を得ています。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 給食費免除決定の審査及び決定後の免除要件の確認に関し必要な事項について、私及び私と生計を一にする家族等構成員の住民基本台帳・税情報等の公簿等を袖ヶ浦市教育委員会が調査・閲覧することに同意します。
- この申請のため、私及び私と生計を一にする家族等構成員の生活状況について、袖ヶ浦市教育委員会から情報を求められた場合は、速やかに回答します。

申請者（保護者）自署

【被保険者証等の写し 貼り付け欄】

※おもて面で記載した第1子と第2子が扶養されていることを証する書類（被保険者証等）の
写し（コピー）を貼り付けてください。

現 行

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除申請書

給食費の免除を受けたいので、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請者（保護者）

住所	袖ヶ浦市		
氏名			
生年月日		電話番号	

2 給食費の免除対象となる第3子以降

氏名	生年月日	在学中（就学予定）の市立小中学校（学年）
		（ 年）
		（ 年）
		（ 年）

3 申請者と同世帯で生計を一にする第1子及び第2子（義務教育諸学校在学中の者）

氏名	生年月日	在学中の学校（学年）
		（ 年）
		（ 年）

【誓約・同意事項】

私（申請者）は、給食費の免除申請に関し、次のとおり誓約・同意します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 給食費免除決定の審査及び決定後の免除要件の確認に関し必要な事項について、私及び私と生計を一にする家族等構成員の住民基本台帳・税情報等の公簿等を袖ヶ浦市教育委員会が調査・閲覧することに同意します。
- この申請のため、私及び私と生計を一にする家族等構成員の生活状況について、袖ヶ浦市教育委員会から情報を求められた場合は、速やかに回答します。

申請者（保護者）自署

【参考】

「袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱」

令和3年9月29日教委告示第4号

（趣旨）

第1条 この要綱は、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則（昭和49年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第12条第1号に基づき実施する第3子以降の学校給食費（以下「給食費」という。）の免除の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（免除の申請）

第2条 給食費の免除を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除申請書（様式第1号）により袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（免除の決定等）

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じた調査を行い、免除の可否を決定し、免除を認めたときは袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除承認決定通知書（様式第2号）により、認めないときは袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（免除の辞退）

第4条 前条の規定により免除の決定を受けた者（以下「免除者」という。）が、免除の要件に該当しなくなったとき又は免除を辞退しようとするときは、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除辞退届（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

（免除の変更又は取消し等）

第5条 教育委員会は、免除者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定により決定した免除の内容を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消し、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除決定変更（取消）通知書（様式第5号）により、当該免除者に通知するものとする。

（1） 規則第12条第1号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2） 前条の規定による辞退の届出があったとき。

（3） 偽りその他不正の手段により免除の決定を受けていることが判明したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により免除の内容を変更又は決定を取り消した場合は、既に免除した給食費の全部又は一部を請求することができる。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年1月分以後の給食費について適用する。